機能等証明書

１　機能等証明書とは

⑴　機能等証明書とは、納入しようとする機器が調達仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類です。

⑵　入札仕様書に記載されていない製品で応札する場合は、開札前までに機能等証明書の承認を受けなければなりません。

２　機能等証明書の提出

1. 提出期限　令和7年5月28日（水）　午後５時１５分
2. 提出先　　〒８７０－８５０３

大分市府内町３丁目10番１号　大分県教育庁教育DX推進課

1. 注意事項

ア　機能等証明書の内容に関して説明を求めることがあるので、持参してください。教育DX推進課の担当者からの質問に受け答えができる方の持参が望ましいです。

イ　書類に不備が認められたときは受付をしない場合がありますが、これを理由に提出期限を延長することはできませんので、余裕をもって提出してください。

３　提出書類

（１）　機能等証明書（様式１）

（２）　納入機器仕様一覧表（様式２）

（３）　製品仕様書またはカタログ等

　　上記⑵の内容を確認すための資料であるため、該当箇所にマーカを付したり、赤色ボールペンで囲んだりする等、教育DX推進課担当者が確認しやすいようしてください。

４　提出に際しての注意事項

⑴　提出書類のサイズは、Ａ４版とし、上記３の順番に綴って提出してください。

⑵　上記３の⑶「製品仕様書またはカタログ等」については、上記３の⑵「納入物品仕様一覧表」における「資料№」のインデックスを貼付してください。

（様式１）

**機能等証明書**

令和　　年　　月　　日

大分県ＩＣＴ連絡協議会　会長　　角渕　達彦　殿

住　所　〒

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

氏　　名 　　

（法人にあっては、代表者の職氏名）

　大分県が行うタブレット端末賃貸借契約に係る一般競争入札に関して、下記のとおり調達仕様書の各項目を満たすことを証明します。

なお、関係書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　納入を予定している機器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | メーカー名 | 品名（モデル名） | 型式（型番） |
| タブレット端末 |  |  |  |

２　仕様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 内　 　　容 | 添付書類 |
| ⑴機能 | 仕様書に基づく全ての機能を有していること。 | 納入機器仕様一覧表 |
| ⑵機器の動作確認 | 仕様書に基づき安定動作が可能であること。 |